

平成31年第1回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	59件
報告	14件
合計	73件

2 内訳

(1) 議案（59件）

- ①平成31年度当初予算案（17件） ⇒ 議案第1号～議案第17号
- ②平成30年度補正予算案（15件） ⇒ 議案第18号～議案第32号
- ③平成30年度田野病院事業会計積立金の目的外使用（1件） ⇒ 議案第33号
- ④辺地に係る総合整備計画の変更（1件） ⇒ 議案第34号
- ⑤事務の委託に関する規約の協議（3件） ⇒ 議案第35号～議案第37号
- ⑥市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第38号
- ⑦市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第39号
- ⑧包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第40号
- ⑨公立大学法人宮崎公立大学の料金の上限の変更の認可（1件） ⇒ 議案第41号
- ⑩条例案（18件） ⇒ 議案第42号～議案第59号

(2) 報告（14件）

- ①専決処分報告（14件） ⇒ 報告第1号～報告第14号
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（13件）

3 議案の概要

平成31年度当初予算案（17件）

《一般会計》

議案第1号 平成31年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第2号 平成31年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第3号 平成31年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第4号 平成31年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第5号 平成31年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第6号 平成31年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第7号 平成31年度宮崎市用地取得特別会計予算案

議案第8号 平成31年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第9号 平成31年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第10号 平成31年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第11号 平成31年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第12号 平成31年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第13号 平成31年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第14号 平成31年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第15号 平成31年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第16号 平成31年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第17号 平成31年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「平成31年度当初予算案のポイント」「平成31年度当初予算案の概要」

「平成31年度一般会計予算（案）の概要【資料編】」のとおり

平成30年度補正予算案（15件）

《一般会計》

議案第18号 平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第19号 平成30年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第3号）案

議案第20号 平成30年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成30年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

議案第22号 平成30年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成30年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第2号）案

議案第24号 平成30年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第25号 平成30年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第26号 平成30年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 平成30年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 平成30年度宮崎市水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第29号 平成30年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第30号 平成30年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第31号 平成30年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第32号 平成30年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「平成30年度3月補正予算案概要」のとおり

議案第33号 平成30年度宮崎市田野病院事業会計積立金の目的外使用について

【保健医療課】

◇積立金の目的外使用

平成30年度宮崎市田野病院事業会計減債積立金のうち40,192,636円を取り崩し、同額を利益積立金に組み替える。

議案第34号 ^{よれし}和石辺地に係る総合整備計画の変更について

【企画政策課】

◇提案理由

和石辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成28年3月定例会で議決された「和石辺地に係る総合整備計画」（平成29年3月定例会で変更有り）について、「和石東1号線（和石橋）」の橋梁整備に係る施工方法の変更を行うもの。

※事業費 変更前 105,000千円
 変更後 118,500千円

◇総合整備計画書（第二次変更）の内容

- (1) 概況 人口 79人 面積 2.7km²
- (2) 位置 高岡町内山 字 西山、東和石、西和石、徳右衛門釜、八ノ久保、水神迫、入込、小屋尾、立石、前田
 （地域の中心の位置 高岡町内山3621番地1）
- (3) 辺地度点数 132点
- (4) 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度まで（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	宮崎市	118,500		118,500	118,500
合計		118,500		118,500	118,500

議案第35号・議案第36号

一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の協議について

議案第37号

可燃性の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の協議について【廃棄物対策課】

◇提案理由

国富町、綾町及び西都児湯環境整備事務組合が、それぞれ本市に一般廃棄物の処理に係る事務を委託するための規約を定めることについて、両町及び同事務組合と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出するもの。

◇規約の内容

(1) 事務の内容

一般廃棄物の処理に係る事務

(2) 事業の主体

本市、国富町、綾町及び西都児湯環境整備事務組合（両町及び同事務組合が、それぞれ本市に事務を委託。）

(3) 委託事務の範囲（主なもの）

国富町及び綾町

対象	全ての一般廃棄物（し尿を除く。）
内容	処分及び再生利用
住民等の搬入	可能

西都児湯環境整備事務組合

対象	可燃性の一般廃棄物
内容	処分
住民等の搬入	不可能

(4) 事業の概要

「廃棄物処理施設 エコクリーンプラザみやざき」について、新たに本市が運営主体となり、一般廃棄物の広域的な処理体制を維持するもの。

(5) 施行日

平成33年4月1日

議案第38号 市道路線の廃止について

【道路維持課】

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係			
	国県道の移管に伴う廃止ほか	3路線	1,349.8m
計		3路線	1,349.8m

議案第39号 市道路線の認定について

【道路維持課】

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係			
	国県道の移管に伴う認定ほか	5路線	3,930.5m
(2) 開発行為関係		15路線	1,343.3m
計		20路線	5,273.8m

議案第40号 包括外部監査契約の締結について

【監査事務局】

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期 平成31年4月1日
- (3) 契約の金額 10,270,000円を上限とする額
- (4) 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後一括払い
- (5) 契約の相手方 公認会計士

議案第41号 公立大学法人宮崎公立大学の料金の上限の変更の認可について

【企画政策課】

◇提案理由

公立大学法人宮崎公立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇主な内容

公立大学法人宮崎公立大学が平成31年度から実施する教員免許状更新講習の受講料について、公立大学法人宮崎公立大学が徴収する料金の上限を1時間1,000円とする。

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第42号から議案第59号まで 条例案（18件）

議案第42号 宮崎市事務分掌条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

機構の見直しに伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

危機管理部を新たに置き、防災その他の危機管理に関する事項及び交通安全に関する事項を分掌させる。（第1条、第2条）

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由 消防職員の定数の変更を行うため。
◇主な内容 消防職員の定数を 325 人から 339 人とする。(第 2 条)
◇施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日

◇提案理由 職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため。										
◇主な内容 1 職員の任期を定めた採用 (第 2 条～第 4 条)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定任期付職員 (第 2 条第 1 項)</td> <td>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合</td> </tr> <tr> <td>一般任期付職員 (第 2 条第 2 項)</td> <td>専門的な知識経験を有する者を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合</td> </tr> <tr> <td>法 4 条 任期付職員 (第 3 条)</td> <td>一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合</td> </tr> <tr> <td>任期付短時間勤務職員 (第 4 条)</td> <td>一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務又は住民に対して直接提供されるサービスに係る業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	特定任期付職員 (第 2 条第 1 項)	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合	一般任期付職員 (第 2 条第 2 項)	専門的な知識経験を有する者を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合	法 4 条 任期付職員 (第 3 条)	一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合	任期付短時間勤務職員 (第 4 条)	一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務又は住民に対して直接提供されるサービスに係る業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合
区分	要件									
特定任期付職員 (第 2 条第 1 項)	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合									
一般任期付職員 (第 2 条第 2 項)	専門的な知識経験を有する者を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合									
法 4 条 任期付職員 (第 3 条)	一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合									
任期付短時間勤務職員 (第 4 条)	一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務又は住民に対して直接提供されるサービスに係る業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合									
2 特定任期付職員の給与の特例 (第 7 条)										
(1) 特定任期付職員には、特定任期付職員給料表を適用する (第 1 項)。										
(2) 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を「特定任期付職員業績手当」として支給することができる (第 4 項)。										

3 その他（附則による改正）

- (1) 「宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正
- (2) 「宮崎市職員の配偶者同行休業に関する条例」の一部改正
- (3) 「公益的法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例」の一部改正
- (4) 「宮崎市職員の退職手当に関する条例」の一部改正
- (5) 「宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部改正

◇施行期日

平成31年4月1日

議案第45号 宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について【人事課】

◇提案理由

国家公務員の超過勤務命令の上限の設定等の取扱いに準じ、所要の措置を講ずるため。

◇主な内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、超過勤務命令の上限の設定等について必要な事項は、規則で定める。（第8条）

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

本市非常勤職員の育児休業に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 育児休業を取得できる非常勤職員（第2条）

次の要件を全て満たす非常勤職員は、育児休業をすることができる。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上であること。
- (2) 子が1歳6か月に達する日までに、その任期（更新がされる場合には、更新後のもの）が満了し、引き続き任用されないことが明らかでないこと。
- (3) 規則で定める勤務日数以上の勤務を行っていること。

2 育児休業を取得できる期間（第2条の3、第2条の4）

原則として子が1歳に達する日まで。

※ 配偶者が育児休業を取得している等の一定の要件を満たす場合には、1歳2か月に達する日、1歳6か月に達する日又は2歳に達する日まで取得できる。

3 部分休業を取得することができる非常勤職員（第20条）

次の要件を全て満たす非常勤職員は、部分休業をすることができる。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上であること。
- (2) 規則で定める勤務日数及び勤務時間以上の勤務を行っていること。

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

宮崎市職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

宮崎市職員の給与に関する条例から引用している用語の改正を行う。（第5条）

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

本市職員に支給する通勤手当についての改定を行うため。

◇主な内容

通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員のうち、次に掲げる通勤距離の区分に該当する者に対して支給する通勤手当の額を改定する。(第9条)

適用区分 通勤距離	現行	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	平成32年4月1日～
2km以上5km未満	4,800円	3,400円	2,000円
5km以上10km未満	5,300円	4,750円	4,200円
10km以上15km未満	7,300円	7,200円	7,100円

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当として、新たに救急救命処置に係る救急業務手当及び緊急消防援助隊派遣手当を設けるため。

◇主な内容

1 救急業務手当(第8条)

救急救命士が救急業務に従事し、搬送中に法令で定める救急救命処置を行った場合には、搬送1回につき510円を支給する。

2 緊急消防援助隊派遣手当(第8条)

(1) 消防職員が消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合に、緊急消防援助隊派遣手当を支給する。

(2) 手当の額は、従事した日1日につき840円(避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務を行った場合は、1,680円)とする。

◇施行期日

平成31年4月1日(経過措置の規定あり)

◇提案理由

みやざき歴史文化館の機能を宮崎市生目の杜遊古館に移転することに伴い所要の改正を行い、及びその管理を指定管理者に行わせる等のため。

◇主な内容

- 1 みやざき歴史文化館の機能を宮崎市生目の杜遊古館に移転し、みやざき歴史文化館の用途を廃止する。(第2条)
- 2 宮崎市生目の杜遊古館の管理を指定管理者に行わせる。(第7条)
- 3 宮崎市生目の杜遊古館条例を廃止する。(附則による廃止)

◇施行期日

平成32年4月1日(経過措置の規定あり)

◇提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格に係る基準を変更する。(第10条)

◇施行期日

平成31年4月1日

議案第 5 2 号 宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【子育て支援課】

◇提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

母子生活支援施設に置くべき母子支援員の資格に係る基準を変更する。(第 28 条)

◇施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日 (ただし、第 28 条第 1 号の改正規定 (「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行)

議案第 5 3 号 宮崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の制定について 【保育幼稚園課】

◇提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるため。

◇主な内容

国で定めている基準を基に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 (幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園) の認定要件を定める。

◇施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

◇提案理由

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を定め、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える地域社会の実現に資するため。

◇主な内容

1 基本理念（第3条）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ・ 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。
- ・ 障がい者と障がい者でない者が、互いに人格と個性を尊重すること。
- ・ 障がい者が、可能な限り、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択できること。
- ・ 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、その利益を享受する主体であること。
- ・ 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。

2 市の責務（第4条）

- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。
- ・ 事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。

3 利用の促進（第7条）

市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、障がい者及びその支援を行う者その他の関係者と協力して、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用する機会を拡大するための施策等を行うものとする。

4 滞在者等への配慮（第9条）

市は、第7条の施策を行うに当たっては、本市に来訪し、又は滞在する障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。

5 その他

このほか、「市民の役割（第5条）」、「事業者の役割（第6条）」、「理解の促進（第8条）」等について規定。

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金に係る償還方法その他の貸付条件を変更する等のため。

◇主な内容

- 1 災害援護資金に係る貸付利率を変更し、保証人に係る規定を加える。(第14条)
- 2 災害援護資金の償還方法として月賦償還を加える。(第15条)

◇施行期日

平成31年4月1日(経過措置の規定あり)

◇提案理由

廃棄物処理施設等の設置等に係る手続について必要な事項を定めることにより、手続の適正化並びに紛争の予防及び調整を図り、生活環境の保全に寄与するため。

◇主な内容

1 事業計画書の提出（第7条）及び説明会の開催（第12条）

- ・ 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、事業計画書を市長に提出しなければならない。
- ・ 事業計画者は、原則として縦覧期間内に説明会を開催し、関係住民に対し、事業計画を周知しなければならない。

2 意見書の提出（第15条）

- ・ 関係住民は、事業計画書について生活環境保全上の見地からの意見を記載した書面を市長を経由して事業計画者に提出することができる。

3 生活環境保全協定の締結（第18条）

- ・ 事業計画者は、原則として関係住民又はその代表者との間において、廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結するよう努めなければならない。

4 意見の調整（第17条）及びあっせん（第19条）

- ・ 市長は、意見書及び見解書の内容に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について事業計画者と関係住民との間の意見の調整を行うことができる。
- ・ 事業計画者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申立てをすることができる。
- ・ 市長は、あっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

5 指導及び助言（第25条）、勧告（第26条）並びに公表（第27条）

- ・ 市長は、生活環境の保全のため必要と認めるときは、事業計画者又は関係住民に対し、指導及び助言をすることができる。
- ・ 市長は、事業計画者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・ 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6 その他

このほか、「市の責務（第3条）」、「事業計画者及び関係住民の責務（第4条）」等について規定。

◇施行期日

平成31年7月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

介護保険法第 62 条の規定に基づき、特別給付として、新たに短期集中介護ヘルプサービス費を支給するため。

◇主な内容

介護保険施設等から退院又は退所した要介護被保険者であって、短期集中的に訪問介護を利用した場合に要介護状態の軽減又は悪化の防止が期待できるものが、訪問介護を受けたときに特別給付として支給する短期集中介護ヘルプサービス費を新設する。(第 8 条)

◇施行期日

平成 31 年 6 月 1 日

◇提案理由

水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る基準を変更する。(第 3 条、第 4 条)

◇施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第59号 宮崎市消防団員の任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例及び宮崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
【消防局 総務課】

◇提案理由

大規模災害団員の制度の導入に伴い、消防団員の定員の変更を行う等のため。

◇主な内容

1 「宮崎市消防団員の任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例」の一部改正（第1条）

(1) 今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、災害発生時に限定して出動する大規模災害団員の制度を導入し、機能別団員として整理の上、当該団員に年額報酬5,000円を支給する。

(2) 消防団員の全体の定数について、これまで2,710人としていたものを、大規模災害団員も含めた2,754人とする。退職報償金を支給しない者の定数を大規模災害団員の112人とする。

2 「宮崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」の一部改正（第2条）

1(2)の退職報償金を支給しない者の要件を定める。

3 その他（附則による改正）

「宮崎市職員定数条例」の一部改正（上記1(2)において消防団員の全体の定数を定めることに伴い、消防団員の定数の規定を削除する。）

◇施行期日

平成31年4月1日

4 報告の概要

報告第1号～報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第1号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

◇概要

平成28年9月定例会で議決された工事請負契約（平成29年6月定例会等で議決事項の一部変更あり）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 2,230,042,509円」を
「3 契約の金額 2,231,774,415円」に変更する。
(1,731,906円の増額)

◇変更理由

・地覆施工用足場部材の一部追加に伴う増額について

橋梁手摺の基礎部となる地覆の施工を別工事で予定しており、その時に必要な足場部材の一部（インサート（N=1,062個））について、効率的な施工及び安全性の観点から本工事にて追加計上を行ったため。

※（参考）議決及び報告内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成28年9月定例会 議案第112号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2,141,267,400円
- 4 契約の相手方 ピーエス三菱・山崎・戸敷特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更：1回目（平成29年6月定例会 議案第97号）

「3 契約の金額 2,141,267,400円」を
「3 契約の金額 2,183,399,049円」に変更する。
(42,131,649円の増額)

議決事項一部変更：2回目（平成30年3月定例会 議案第33号）

「3 契約の金額 2,183,399,049円」を
「3 契約の金額 2,219,390,876円」に変更する。
(35,991,827円の増額)

議決事項一部変更：3回目（平成30年6月定例会 報告第20号）

「3 契約の金額 2,219,390,876円」を
「3 契約の金額 2,230,042,509円」に変更する。
(10,651,633円の増額)

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第2号～報告第14号 専決処分の報告について

【報告第2号】 《事故の概要》 市の軽自動車相手方の所有する洗濯機に接触し、洗濯機の破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年6月20日 《事故の場所》 宮崎市源藤町原田 《損害賠償額》 損害に係る賠償 14,800円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【環境業務課】
【報告第3号】 《事故の概要》 市の普通自動車相手方の住宅の塀に接触し、塀の一部が破損した。 《事故発生日》 平成30年11月29日 《事故の場所》 宮崎市大塚町小原田 《損害賠償額》 損害に係る賠償 29,000円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【道路維持課】
【報告第4号】 《事故の概要》 相手方が大集会室玄関の車椅子スロープに敷かれていたシートに足を取られて転倒し、相手方の人身傷害が生じた。 《事故発生日》 平成30年6月20日 《事故の場所》 宮崎市下北方町下郷6101番地 宮崎市大宮公民館内 《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 334,805円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【地域コミュニティ課】
【報告第5号】 《事故の概要》 相手方の普通自動車が通路のくぼみに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年9月16日 《事故の場所》 宮崎市大字折生迫字上白浜6600番地1 宮崎白浜オートキャンプ場テントサイト側通路上 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 51,624円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市90%、相手方10%	【観光戦略課】
【報告第6号】 《事故の概要》 借受人の運転する相手方の普通自動車が側溝のグレーチング蓋の上を通過したところ、跳ね上がったグレーチング蓋が車体側面に当たり、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年6月1日 《事故の場所》 宮崎市山崎町浜川6番地先道路上 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 120,371円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%	【道路維持課】

【報告第7号】	【道路維持課】
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の軽自動車が道路上に倒れていた竹の枝に接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年7月7日
《事故の場所》	宮崎市池内町畑ヶ迫2074番2の道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 69,297円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市60%、相手方40%
【報告第8号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の小型自動車が駐車場から出ようとして歩道を通じた際、視覚障害者誘導用シートを固定していた釘が、路面から外れていたため右前輪に刺さり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年8月16日
《事故の場所》	宮崎市江平東町7番地25先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 1,728円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市80%、相手方20%
【報告第9号】	【道路維持課】
《事故の概要》	街路樹の根が相手方の建物の排水管に侵入し、当該排水管が閉塞したため、相手方にその復旧に係る費用相当額の損害が生じた。
《事故発生日》	平成30年8月17日
《事故の場所》	宮崎市別府町
《損害賠償額》	損害に係る賠償 151,200円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第10号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の小型自動車が側溝の蓋の上を通過したところ、当該蓋の溝蓋キャップが外れて車輪に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年9月14日
《事故の場所》	宮崎市大塚町大迫南平4502番地1先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 16,400円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第11号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方が自転車で走行中に、道路の破損部分に前輪がはまって転倒し、相手方の人身傷害及び車両等の破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年9月29日
《事故の場所》	宮崎市高千穂通1丁目2番2号先交差点内
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 2,737円（市が相手方に対して） 車両等の損害に係る賠償 9,593円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市70%、相手方30%

【報告第12号】	【区画整理課】
《事故の概要》 歩道の簡易舗装が劣化して生じた砂利が強風により飛ばされて駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成30年9月30日	
《事故の場所》 宮崎市昭栄町126番	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 395,291円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
【報告第13号】	【高岡総合支所 農林建設課】
《事故の概要》 借受人の運転する相手方の軽自動車道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成30年10月25日	
《事故の場所》 宮崎市高岡町高浜字鍋山1072番6の道路上	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 6,600円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市80%、相手方20%	
【報告第14号】	【清武総合支所 農林建設課】
《事故の概要》 相手方が原動機付自転車で走行中に、道路の破損部分に乗り入れて転倒し、相手方の人身傷害及び車両等の破損が生じた。	
《事故発生日》 平成30年3月21日	
《事故の場所》 宮崎市清武町加納字山口甲3685番2の道路上	
《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 143,654円（市が相手方に対して）	
車両等の損害に係る賠償 23,409円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市50%、相手方50%	